

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第3項の規定により公表します。

令和7年4月4日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 令和7年度資源ごみ回収拠点運營業務B

(2) 契約の概要

ア 業務内容

「使用済小型家電」「古紙」「布類」「リターナブルびん」「プラスチック製品」「傘」「金属」の回収拠点を設置するとともに、回収物の選別及び分解を行う。

イ 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市東旭川町下兵村3番地の5

旭川市環境部クリーンセンター

電話 0166-36-2213

2 契約を締結した年月日

令和7年4月1日

3 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

旭川市豊岡8条5丁目2番4号

特定非営利活動法人ニムビン 理事長 山口 昌宏

4 契約金額

固定的経費 528,000円（うち消費税及び地方消費税相当額 48,000円）

変動経費

受入れに要する費用

使用済小型家電 1kg当たり8.8円（うち消費税及び地方消費税相当額 0.8円）

古紙 1kg当たり8.8円（うち消費税及び地方消費税相当額 0.8円）

リターナブルびん 1kg当たり8.8円（うち消費税及び地方消費税相当額 0.8円）

布類 1kg当たり8.8円（うち消費税及び地方消費税相当額 0.8円）

プラスチック製品 1kg当たり8.8円（うち消費税及び地方消費税相当額 0.8円）

傘 1kg当たり8.8円（うち消費税及び地方消費税相当額 0.8円）

金属 1kg当たり8.8円（うち消費税及び地方消費税相当額 0.8円）

資源化に要する費用

古紙 1kg当たり14.3円（うち消費税及び地方消費税相当額 1.3円）

リターナブルびん 1kg当たり14.3円（うち消費税及び地方消費税相当額 1.3円）

プラスチック製品 1kg当たり24.2円（うち消費税及び地方消費税相当額 2.2円）

傘 1kg当たり24.2円（うち消費税及び地方消費税相当額 2.2円）

金属 1 k g 当たり 2 4 . 2 円（うち消費税及び地方消費税相当額 2.2 円）

5 契約の相手方とした理由

- (1) 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設（事業所）を設置運営する法人であること。
- (2) 地域のバランスを考慮し、設置場所が豊岡・西・中央・大成・朝日・啓明方面であること。
- (3) 選定する法人の履行場所は、資源物の回収拠点として広く市民に認識されており、廃止した場合市民の利便性を損ない、かつ、ごみの減量、資源化に影響を与えるおそれがあること。
- (4) 保管場所、作業場所及び作業に必要な工具、人員等を有しており、資源の選別等の実績があること。

上記を満たす、特定非営利活動法人ニムビン（履行場所 ニムビン 旭川市豊岡 8 条 5 丁目 2 番 4 号）から提出された見積金額が予定価格内であったため。